

令和7年

第7回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時	令和7年3月21日（金）
	開会 14時00分 閉会 14時54分
場 所	福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

- 第10号議案 教職員の働き方改革取組指針の改定について
- 第11号議案 令和7年度福岡県教育施策実施計画（暫定）の策定について
- 第12号議案 県立学校長の人事について
- 第13号議案 県立学校事務職員の人事について
- 第14号議案 事務局等職員の人事について

2 報 告

- （1）令和8年度教員採用試験について

3 その他

- （1）令和7年2月定例県議会について

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳

委 員：木下比奈子、堤康博、久保竜二、西田久美

2 欠席者

委 員：松浦賢長

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 古賀浩利、理事兼教育総務部長 松永一雄、教育振興部長 田中直喜、副理事兼総務企画課長 綾部耕士、教職員課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【寺崎教育長】

本日は所用により、松浦委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第7回教育委員会会議臨時会を開催します。

本日の案件につきましては、お手許の画面に表示しているとおりです。審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 堤 委 員 が 挙 手 >

【堤委員】

はい。第１２号議案、第１３号議案及び第１４号議案は、人事に関する案件ですので「非公開」とする発議をいたします。

【寺崎教育長】

ただいま、堤委員から「非公開」の発議がありましたので採決したいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全 員 が 挙 手 >

【寺崎教育長】

賛成全員でございます。よって第１２号議案、第１３号議案及び第１４号議案につきましては、「非公開」にて審議することといたします。

ほかに、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 発 議 な し >

【寺崎教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告（１）、第１０号議案、第１１号議案及びその他（１）を審議した後、非公開にて第１２号議案、第１３号議案及び第１４号議案を審議いたします。

それでは、報告（１）「令和８年度教員採用試験について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○報告（１） 令和８年度教員採用試験について

【中嶋教職員課長】

報告（１）、令和８年度教員採用試験についてでございます。

< 中嶋教職員課長が資料に沿って説明 >

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【木下委員】

特別支援学校教員の採用予定者数が１２０名程度となっているのに対し、上の県立高校は１７９名と多くなっていますが、ここに応募してくる人たちというのはどういう大学のどういう学部に通っている人達なのでしょうか。

【中嶋教職員課長】

県立の特別支援学校教員の採用になりますので、特別支援教育の免許をお持ちの方が応募することとなります。特別支援教育の免許が取れる大学、県内で言えば福岡教育大学などになります。

【木下委員】

特別支援学校教員については、小学校、中学校、高校で分けるのではなく、全部一括りなのでしょうか。

【中嶋教職員課長】

採用試験の区分としてはそのようになります。

【木下委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本報告については、終了いたします。

続いて、第１０号議案「教職員の働き方改革取組指針の改定について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○第１０号議案 教職員の働き方改革取組指針の改定について

【中嶋教職員課長】

教職員の働き方改革取組指針の改定について説明させていただきます。

< 中嶋教職員課長が資料に沿って説明 >

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

質問ではありません。働き方改革は教育関係だけの問題ではないですが、いつも問題となっているのは作業的な時間数の単純な削減ではなく、目的に資する形で効率化を図ったものになるように、そして教育の質が落ちないようなものとなりますようお願いします。

【寺崎教育長】

御意見ありがとうございます。

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

続きまして、第１１号議案「令和７年度福岡県教育施策実施計画（暫定）の策定について」を宮崎教育政策推進室長、お願いします。

○第１１号議案 令和７年度福岡県教育施策実施計画（暫定）の策定について

【宮崎教育政策推進室長】

令和７年度福岡県教育施策実施計画（暫定）の策定について説明させていただきます。

< 宮崎教育政策推進室長が資料に沿って説明 >

【宮崎教育政策推進室長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

資料36ページの下部、指標の概要に記載されてある、「意欲が高まった生徒の割合」とはどのような方法でリサーチされたのでしょうか。

【日高高校教育課長】

1人1台端末の活用状況について教員及び生徒に対する調査を行っており、その結果を基にしております。

【堤委員】

ヒアリングの時期は学年の始めの方と終わりの方といつ頃になりますか。

【日高高校教育課長】

終わりの方になります。

【堤委員】

分かりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【西田委員】

資料22ページの下部、不登校対策の指標の概要に記載されている、「不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合」ですが、小学校、中学校の目標値が上がっているのに対し、高校だけ下がっているのはどうしてですか。

【日高高校教育課長】

当初の目標値として令和8年度で65%と設定しておりましたが、取組を強化した結果、目標を達成しているという状況でございます。

【西田委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。
続いて、その他（１）「令和７年２月定例県議会について」を上田副教育長、お願いします。

○その他（１） 令和７年２月定例県議会について

【上田副教育長】

令和７年２月定例県議会における教育委員会答弁要旨について説明します。

<上田副教育長が資料に沿って説明>

【上田副教育長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【久保委員】

資料２０ページの不登校の相談・支援を受けてない児童・生徒の割合ですが、先ほどの第１１号議案の資料２２ページに記載されていた割合も３０から５０％程度でしたが、なかなか減らないなと感じております。これは、本人がまだ相談できる状態ではないといったことや、親御さんの考えなどがあるのでしょうか。

【古島義務教育課長】

おっしゃる通り、不登校となって気持ちの整理ができていない、気持ちが動かない、オンラインではできるが外に出ることについては抵抗があるといったことが挙げられます。

県といたしましても、身近な存在として大学生とオンラインで話をして支援する取組を実施しておりますので、来年度も継続して行ってまいります。

今後も、そういったデジタルを活用しながら、少しでも社会的な自立につながるような支援を継続していくよう考えております。

【久保委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

いくつか質問いたします。

1点目は資料2ページ、県立高校の食堂事業者についてですが、1校だけ後継の事業者が決まっていなかったということですが、決まらなければそれで良いということでしょうか。それとも必ず見つけるといった方向性なのでしょうか。

【山田施設課長】

この1校というのは早良高校で、現在、次の業者を探しておりますが今のところ見つかっておりません。

【堤委員】

方向性としては見つけるという方向性でよろしいでしょうか。

【山田施設課長】

はい、今後も引き続き見つけてまいります。

【堤委員】

分かりました。

2点目は資料7ページ、いじめの重大事態の調査報告書の件です。調査報告書は原則公表となっておりますが、様々な理由で公表されていないケースもあると思われます。公表することによる何らかの影響があるのでしょうか。

【日高高校教育課長】

調査報告書の公表について、第一に重視するのは被害生徒と保護者が公表を望まれるかということです。その上で、本県では概要しか公表しておりませんが、被害生徒や加害生徒が特定されるような情報は出さないようにしております。今後の再発防止につなげるといった意味での公表ですので、それが第二次の被害を生まないように十分配慮しながら公表してきましたし、今後もそのように公表していきます。

【堤委員】

現在の公表状況に対し、不具合は起こっていないということでよろしいでしょうか。

【日高高校教育課長】

公表したことによる不具合や第二次被害は起こっておりません。

【堤委員】

具体的に示さないことで、周囲の方の憶測や想像が膨らむということはあると思います。近隣の方は公表されれば概要でも具体的に分かりますので、公表により地域周辺で問題が起きていないかを危惧していましたが大丈夫ということですね。ありがとうございました。

次に、資料8ページの特色化選抜や推薦入試の件についてですが、今後、少子化により倍率が1を切る場面も増えていくかと思います。その場合、原則としては全員合格に近いかたちになるかと思いますが、そうなる前の何か取組や方法はあるのでしょうか。

【日高高校教育課長】

特色化選抜や推薦入試の趣旨としては、一定の要件を満たす生徒をできるだけ早く合格とする一方で、一般入試では学力検査が行われますので、その両方のバランスを取っていくというものでございます。

委員御指摘のとおり、少子化が進む中で志願倍率が下がった事実もございます。その中でも、県立高校としての役割をしっかりと果たすため、どのような入試制度が一番適切なのか、組み合わせがどうあるべきなのかということも検討してまいります。

【堤委員】

倍率が1を切り、どなたでも合格となれば、かえって生徒のためにならない場合もあると考えます。そのため、特色化選抜や推薦入試などを取り入れ、定員数に近づけていく配慮をしていく方が良いと思います。

最後に、資料11ページの西の都の件についてですが、「条件付認定」と「候補地域」の違いは何でしょうか。また、確定していないとは思いますが、現時点での認定に向けた方向性があれば教えてください。

【比山文化財保護課長】

まず、「条件付認定」と「候補地域」の違いについてですが、「条件付認定」を受けますと、次の審査で点数による評価が行われ、認定又は認定取消しといった評価が出されます。前回は「条件付認定」でございましたので、「候補地域」で上がってきた1つの団体と「条件付認定」の4つの団体で点数評価が行われまして、西の都が「候補地域」への移行といった残念な結果になっております。

今後の見通しについては、今回評価の中で、太宰府天満宮の周辺に非常にたくさんの

来訪客がいらっしゃるものの、各周辺地域の文化財へ周遊させる取組が不十分ではないかという周遊の課題が挙げられております。地域自体が広いところや、交通の利便性が十分でないといった状況の中でどのような対応がとれるのかなど、5市2町の関係市町や文化財所有者、地域の協力していただいている団体と丁寧に協議しながら方向性を考えてまいります。

【堤委員】

やはり、そのような条件をしっかりと強化していかないと厳しいということなのでしょうか。

【比山文化財保護課長】

はい。今回、様々な課題が挙げられておりまして、どのようなことが可能であるのか、地域にとってどのような対応が効果的であるのかをしっかりと考えていきながら、今後の対応に取り組んでいきたいと考えております。

【堤委員】

分かりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

同じく、西の都についてお尋ねします。今回、1度認定されたものが外されたということはよほどのことだと思いますが、何かトラブル等といった要因があったのでしょうか。また、今後の再認定への思いはあるのでしょうか。

【比山文化財保護課長】

元々は太宰府市が単独で認定を受けており、その後広域化されていった経緯がございますが、当初はまだ点数評価や入替えといった制度はありませんでした。後に文化庁がこのような競争的な原理を一部持ち込んでいる面もございますが、そうした流れの中で、今は観光の面が重視されております。西の都も文化財としては特別史跡を含む一級の文化財がたくさんあるものの、観光という側面で先ほど申し上げた地域間の周遊などに課題があるという評価を受けております。

私共、文化財に関しては誇りを持っておりますし、地域の宝だと思っております。そうした中で、日本遺産として今後の取組をどう考えていくか、非常に大きな課題でございます。先ほどの繰り返しにはなりますが、関係者と十分に意見を交わしながら適切に

対応したいと考えております。

【木下委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【久保委員】

質問ではありませんが、資料25ページの学び合いの授業についてです。学び合い、絆づくり、居場所づくりということで福岡市の取組が評価されているため展開していくということですが、私自身人見知りで大人になった今、もっとたくさんの生徒と話しておけばよかったなと思っておりました。そういった思いからも、この取組を続けていただければと思います。

【寺崎教育長】

ありがとうございます。

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

< 以降非公開審議となった >

○第12号議案 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第13号議案 県立学校事務職員の人事について

県立学校事務職員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第14号議案 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

(14:54)